

「宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域（案）」に対する意見の概要と意見に関する県の考え方

・意見募集期間

2024（令和6）年12月13日（金曜日）～2025（令和7）年1月22日（水曜日）

・意見提出件数

1件

	意見の概要	県の考え方
1	<p>今後、富山県の宅地造成では、盛土規制法の技術的基準でおこなわれると思いますが擁壁の種類として現場打ち擁壁・プレキャスト擁壁・ブロック擁壁があると思います。その中のプレキャスト擁壁の種類として宅地認定L型擁壁があります。宅地認定のL型擁壁は県外製品を持ってこななければならないため今後の課題だと言われています。</p> <p>そこで、現在、富山県内の工場で製造している製品の部材厚を変更する事で盛土等防災マニュアルの解説に記載されている鉄筋かぶりを満足することが出来ます。また、安定計算及び構造計算も問題ございません。</p> <p>この内容で富山県の意見を頂きたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p>	<p>部材厚を変更し、宅地造成及び特定盛土等規制法の技術基準等を満たしていれば問題ないと考えます。</p>